# - 必ずお読み下さい -

入会申込書の内容をもとに、下記の申請書類一式等を作成いたしました。内容をご確認の上、ご記入・捺印いただき、全柔協へご返送下さい。

#### ①施術時間報告書

全柔協に施術所の施術時間、定休日をお届けいただく書類です。

### ②療養費支給申請用印鑑届出書

レセプトに押印する印鑑の届出書です。スタンプ印は使用できません。実印、銀行印、氏字以外 のものなどもお避け下さい。

#### ③誓約書

オーナー、開設者、勤務する柔道整復師が、受領委任の取り扱いにおいて、施術管理者と同等の 責任を負うことをご理解いただき、全柔協にご誓約いただく書類です。内容をご確認いただき、<u>ご</u> 本人様の自筆にてご記入・ご捺印下さい。

## 4厚生局 申請(変更)書類一式

厚生局に受領委任の契約を申請する書類です。この申請書類が厚生局に到着した日から、保険請求が可能になります。ご提出いただいた保健所開設(変更)届の写しを添付して、全柔協から厚生局に送付します。

施術管理者以外に勤務する柔整師がいる場合は、勤務する柔整師自筆の記名および捺印が必要な書類(同意書)を追加で同封しています。ご記入・捺印の上、<u>勤務する柔整師免許の写しを添えて</u>ご返送下さい。勤務する柔道整復師を登録する際、施術所を兼務されている場合はお申し出下さい。

- ⑤共済組合連盟 申請(変更)書類一式 共済組合連盟に申請する受領委任の契約書類です。
- ⑥防衛省 申請(変更)書類一式

防衛省に申請する受領委任の契約書類です。

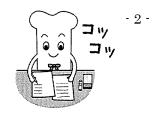
⑦労働局 申請書類一式

労働局に申請する受領委任の契約書類です。

- ※以下®~⑪につきましては、当該する都道府県のみ同封されています。
- ⑧地方公務員共済連盟協議会 申請書類一式 地共済に申請する受領委任の契約書類
- ⑨国民健康保険団体連合会 申請書類一式 国保連合会に申請する受領委任の契約書類
- **⑩助成 申請書類一式** 各都道府県および市町村の助成取扱い申請書類
- **⑪生活保護 申請書類一式** 生活保護取扱施術所の指定を得るための書類



# ~ 労働局への請求について ~



### はじめて取得される方へ

労働局へ保険請求をする場合は、労働局への施術所登録の申請及び指定指名番号の取得が必要です。申請してから番号取得まで都道府県によっては1~2ヶ月の期間を要し、番号取得日より取扱いが可能です。開業日に遡って使用はできません。

保険請求後、労働局からの支払は登録時に登録した口座に振込されます。

労災の患者さんが初めて来院された際は、全柔協にご連絡いただき、「**労災の受領委任の** 取扱いが可能か」必ずご確認下さい。受理されるまでの間は、窓口で 10 割の料金をいただ く必要があります。

## 他団体・個人請求から全柔協へ入会される方へ

現在の労災番号を取得されている場合は、現在の番号を廃止し、新しく番号を取得する必要があります。新しい番号の取得については都道府県によっては申請から1~2ヶ月後となります。その間、労災の患者さんが来院された際は、窓口で10割の料金をいただく必要があります。

<u>現在労災にて請求中の患者さんがおられる場合は、必ず事前に全柔協にご相談下さい。</u>

# ~ 生活保護法の医療扶助における施術をされる場合 ~

施術所で生活保護の患者様の施術の取扱いを希望する場合、組合員ご自身で指定手続きが必要です。お近くの市区町村役所の福祉事務所内に生活保護係がありますので、必要な 書類を確認して頂き、届出をして下さい。

地域よっては、市区町村ホームページにて申請手続きの案内、書類のダウンロードを出来る場合もあります。

※地域によっては、指定手続きに組合員証明書の添付が必要な場合があります。その際は、 全柔協までお申し出ください。

## ~ 療養費の取扱の承諾通知・番号について ~

★保険取扱機関に療養費の取扱申請を提出すると、機関ごとに承諾番号が付与されます。

共済、防衛省、地共済の番号は、取消しない限りずっと使用できる番号です。全柔協を通じて共済、防衛省、地共済の番号を新規申請された方には、後日各機関より送付される 「承諾通知書」をお送りしますので、届きましたら大切に保管して下さい。

**厚生局、労働局**の番号は、状況に応じて廃止・新規申請することがあります。「承諾通知」 も、各機関から施術所宛てに直接送付される場合がありますので、届きましたら全柔協ま でご連絡下さい。